北区長あて

誓　　　約　　　書

北区が実施するデジタル化等支援事業補助金申請に当たり、申請書に虚偽記載がないこと、申請者が次の１～８を含む募集要項記載の申請要件等の全てを満たしていることを確認した。

|  |  |
| --- | --- |
|  | 項目 |
| １ | 中小企業の場合は区内に本社又は主たる事業所を有するもの、個人事業者の場合は区内に住所又は主たる事業所を有するもののうち、次のいずれかに該当すること。（１）中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（２）医療法人・社会福祉法人（常時使用する従業員の数が300人以下のもの）（３）財団法人（一般・公益）、社団法人（一般・公益）（中小企業基本法第２条１項の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下のもの）（４）特定非営利活動法人（中小企業基本法第２条１項の業種分類に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下のもの） |
| ２ | 申請時点において引き続き1年以上事業を営んでいる。 |
| ３ | 次の（１）～（３）の要件について、全てを満たしている。（※みなし大企業でない）（１）大企業（中小企業者以外の者（会社及び個人に限る。）であって事業を営むもの。以下同じ）が単独で発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していないこと。（２）大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の３分の２以上を所有又は出資していないこと。（３）役員総数の２分の１以上を大企業の役員又は職員が兼務していないこと。 |
| ４ | 法人都民税又は特別区民税・都民税を滞納していない。 |
| ５ | 北区暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団関係者と密接な関係を有さない。 |
| ６ | 同一のデジタル技術等を対象として、他の補助事業で補助を受けていない。 |
| ７ | 北区デジタル化支援事業伴走支援における専門家の提案書を受けている。 |
| ８ | 北区デジタル化等支援事業補助金募集要項で、本補助金の詳細について確認した。 |

年　　月　　日

所在地

事業者

代表者